

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：新明和工業株式会社（法人番号：7140001082323）
業者の住所：兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月22日から令和7年9月21日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：沖縄防衛局管轄区域（沖縄県）
- 4 事実概要
新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

	措 置 要 件	期 間
指名停止措置要領付表第2	1～4 省略 (独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 6～16 省略	当該認定をした日から 2月以上9月以内